

茨城県地域花火文化振興協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「茨城県地域花火文化振興協議会（以下「地域協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地域協議会は、茨城県が世界に誇る花火文化の保護と振興を目的とする。

(協議事項等)

第3条 地域協議会は、前条の目的を達するため次に掲げる事項について協議し、必要な事業を実施する。

- (1) 茨城の花火文化の社会的価値の向上に関する事
- (2) 茨城の花火文化の情報発信に関する事
- (3) 花火文化振興イベントの実施に関する事
- (4) その他茨城の花火に関する事

(組織)

第4条 地域協議会の会長は、茨城県知事とする。

2 地域協議会の委員は、別紙のとおりとする。

3 地域協議会は、必要に応じ別紙に掲げる者以外の者を委員として追加することができる。

(会議の招集)

第5条 地域協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 地域協議会の委員は、会長に対して地域協議会の招集を求めることができる。

3 地域協議会には、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、茨城県花火文化振興プロジェクトチーム内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行する。

茨城県地域花火文化振興協議会 構成員

会長	茨城県知事
委員	水戸市長
	土浦市長
	日本煙火協会茨城地区会代表
	公益財団法人いばらき文化振興財団理事長
	一般社団法人茨城県観光物産協会会長